

証券コード 2795

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日2023年6月4日)

株 主 各 位

東京都大田区鵜の木一丁目5番12号

日本プリメックス株式会社

代表取締役会長兼社長 中 川 善 司

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第45回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.primex.co.jp/ir/news/?y=2023>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月24日（土曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日（月曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都大田区南蒲田1-20-20（京浜急行蒲田駅前）
大田区産業プラザPiO 3階 特別会議室
※前回の開催場所(大田区民プラザ)とは異なります。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。また、新型コロナウイルスの感染対策としてマスク着用などの感染予防と、ご自身の体調をお確かめの上、ご来場いただきたくお願い申し上げます。

※お土産の配布につきましては、本年より再開とさせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

第 45 期 事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は光熱費や物流コスト増、輸入原材料価格の上昇が食料品、生活必需品の物価上昇を招いているものの、中国のゼロコロナ政策解除に伴う経済の上振れ期待や米国経済の底堅さを背景とした世界経済の安定化が期待され、国内ではコロナによる非接触の自動精算機向けや医療機器向け製品の需要増や、長期間のコロナ禍生活の日常化により消費が拡大傾向となり、コロナの影響が徐々に薄れていくことによる飲食業・小売業・サービス業を中心とした設備投資の復活により当社の受注も徐々に拡大傾向となりました。

売上高は、61億72百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

営業利益は、5億22百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

経常利益は、主に為替差益が前年同期に比較して63百万円減少したことにより、6億34百万円（前年同期比1.6%減）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、3億96百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

なお、商品群別業績では、次のとおりであります。

当連結会計年度における商品群別売上は、

ミニプリンタメカニズムが1億62百万円（前年同期比5.5%増）。

ケース入りミニプリンタの売上高は32億63百万円（前年同期比0.1%増）。

ミニプリンタ関連商品は10億80百万円（前年同期比21.9%増）。

消耗品は4億56百万円（前年同期比3.5%増）。

大型プリンタは1億17百万円（前年同期比1.1%増）。

その他は10億92百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は 55,205千円であり、その主な内容は、建物付属設備 540千円、機械装置 980千円、車両運搬具 3,133千円、工具器具備品等 11,223千円、一括償却資産 1,876千円、有形リース資産 17,620千円、ソフトウェア 13,812千円、その他 6,018千円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当連結会計年度末には欧米の大手銀行の経営破綻などもありましたが、過去におけるリーマンショック・欧州債務危機なども乗り切った世界経済全体としては、株価など経済指標への影響はすでに織り込み済みの感はあるものの、景気は緩やかに減速しており、世界的な物価高と金融引き締めによる内需の下振れが予測されております。

市場開発企画部の新設

自社製品の販売拡大を行う部門を新設し、国内外の市場開拓と製品拡販、ブランド化を推進するとともに新商品、売れる製品を企画、開発し販路の開拓を行います。

アフターコロナ販売戦略

ターゲットとする主な業種として、コロナ渦で低迷していたや小売業や飲食業、旅行業、サービス業向けの機器を取扱う大手製造・販売メーカーを中心とした拡販活動を行います。

アフターコロナ営業戦略

テレワークから復帰した顧客担当者に対する直接コミュニケーション、製品デモやプレゼンの機会を増やし当社営業の得意とする従来型対面営業の利点をアピールするとともに、今後のテレワーク推進傾向に対応した自動受注システムの開発など、営業手法の多様化に取り組みます。

アフターコロナ商品流通戦略

半導体やCPUの不足が常態化していることに伴い顧客に先行受注をお願いしているため受注残高は増加しており、それに伴う製品在庫の積み増しを実施しているが、納期遅延やキャンセルが発生しないよう商品管理を徹底します。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 42 期 (2019年 4 月 1 日 から2020年 3 月31 日まで)	第 43 期 (2020年 4 月 1 日 から2021年 3 月31 日まで)	第 44 期 (2021年 4 月 1 日 から2022年 3 月31 日まで)	第 45 期 (2022年 4 月 1 日 から2023年 3 月31 日まで)
売上高(百万円)	6,638	5,188	5,876	6,172
経常利益(百万円)	573	383	644	634
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	373	239	416	396
1株当たり当期純利益	70.90円	45.43円	79.15円	75.36円
総資産(百万円)	8,115	8,135	8,703	9,183
純資産(百万円)	5,924	6,204	6,493	6,869

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から自己株式を控除した株式数に基づき、算出しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 42 期 (2019年 4 月 1 日 から2020年 3 月31 日まで)	第 43 期 (2020年 4 月 1 日 から2021年 3 月31 日まで)	第 44 期 (2021年 4 月 1 日 から2022年 3 月31 日まで)	第 45 期 (2022年 4 月 1 日 から2023年 3 月31 日まで)
売上高(百万円)	6,636	5,177	5,867	6,161
経常利益(百万円)	541	356	607	627
当期純利益(百万円)	358	223	403	390
1株当たり当期純利益	68.06円	42.48円	76.69円	74.21円
総資産(百万円)	7,722	7,735	8,304	8,740
純資産(百万円)	5,723	5,987	6,264	6,633

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から自己株式を控除した株式数に基づき、算出しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本プリンタエンジニアリング(株)	299,000千円	100%	小型プリンタの開発・製造
石川台商事(株)	25,000千円	100%	資産管理・不動産賃貸・仲介

当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社2社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは小型プリンタ・電子機器の販売及び開発・製造並びに不動産賃貸事業を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	名古屋営業所	名古屋市千種区
東京営業所	東京都大田区	大阪営業所	大阪市淀川区
横浜営業所	横浜市中区	京都営業所	京都市山科区
九州営業所	福岡市博多区	サービスセンター	東京都大田区

- ② 子会社

名称	所在地
日本プリンタエンジニアリング株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町
石川台商事株式会社	東京都大田区東雪谷

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
98名	—

(注) 上記従業員数には、顧問、嘱託、パートの 31名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	43名	3名減	48.1歳	16.5年
女 性	14名	—	45.5歳	14.2年
合 計 又 は 平 均	57名	3名減	47.5歳	16.4年

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,090,000株
(2) 発行済株式の総数 5,523,592株
(3) 株主数 1,086名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
中川善司	株 2,001,140	% 38.02
中川悦子	889,420	16.90
光通信株式会社	394,000	7.48
中川亮	221,384	4.20
中川優	221,384	4.20
日本プリメックス従業員持株会	187,700	3.56
上原幸	164,244	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.90
株式会社みずほ銀行	90,000	1.71
須田忠雄	72,000	1.36

(注) 持株比率は自己株式(260,802株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	中 川 善 司	
取 締 役	太 田 明 光	国内営業本部長兼特販部長
取 締 役	内 田 弘	国内営業副本部長兼所店営業部長
取 締 役	渡 辺 良 雄	国内営業副本部長兼東京営業部長
取 締 役	真 岡 厚 史	管理本部長兼総務部長
取 締 役	柳 澤 雄 二	管理副本部長兼経理部長
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	山 崎 真 人	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	田 中 貞 雄	
常 勤 社 外 取 締 役 監 査 等 委 員 会 議 長	伊 藤 健	

- (注) 1. 所店営業部は、横浜営業所、京都営業所、大阪営業所、名古屋営業所、九州営業所を統括しております。
2. 取締役 山崎真人氏、田中貞雄氏及び伊藤健氏は、社外取締役であります。
3. 当社では定款において常勤の監査等委員を選定できる旨を定めており、監査等委員会規定により常勤の監査等委員を選定しています。常勤の監査等委員は経営会議や部門長会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合しているか、会社業務が適正に遂行されているかを随時監査することにより、監査等委員会の活動の実効性を高めており、伊藤健氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役 山崎真人氏及び田中貞雄氏、伊藤健氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 （一名）	61百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	11百万円 （11百万円）
合計 （うち社外取締役）	9名 （3名）	73百万円 （11百万円）

- (注) 1. 使用人兼務役員5名の使用人給与相当額22百万円は上記支給額に含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額8百万円を含んでおります。

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額は、定款の定めにより、2021年6月28日開催の株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額70百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額は年額30百万円以内とご承認を頂いております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である社外取締役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の決定方針及び決定方法

取締役の個人別の報酬等の決定方針については、株主総会における就任決議後、最初の取締役会において決議されるものとし、決定に関する方法は以下の通りとなっております。

イ. 当社の取締役の報酬は、基本報酬及び退職慰労金で構成されております。

(イ) 基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より一任された代表取締役社長であり、業績、他社水準、社外情勢、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

(ロ) 退職慰労金

退職慰労金は、役員退職慰労金規定に基づき、月額報酬、役位及び在任期間に応じた額を基準に支給額を算定し、退任時に株主総会の承認決議を経て支給することとなっております。

なお、当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および退職慰労金のみで構成されているため、確定額報酬等が個人別の報酬等の額の全部を占めます。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定します。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、各取締役は、当社役員報酬規程と照合し、本方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

(4) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員) 山崎真人	当事業年度開催の監査等委員会10回、取締役会6回に出席し、主に業務監査の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、他社における当業界の豊富な知見に基づき当社の業務監査及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 田中貞雄	当事業年度開催の監査等委員会10回、取締役会6回に出席し、主に業務監査の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、他社における当業界の豊富な知見に基づき当社の業務監査及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
常勤社外取締役 (監査等委員会議長) 伊藤 健	当事業年度開催の監査等委員会10回、取締役会6回に出席し、主に業務監査の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の業務監査及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,200千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の職務の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬について、同意の判断を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、第43回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、2021年6月28日開催の取締役会において「内部統制システムの構築の基本方針（企業集団の業務の適正を確保するための体制）」について改訂決議しており、決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命（現任取締役真岡厚史）し、コンプライアンス関連規程の整備、内部通報制度の導入、並びに取締役及び従業員の教育研修を行う。内部監査室はコンプライアンスの運用状況について監査し定期的に社長及び監査等委員会に報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報について、文書管理規程等に基づき保存及び管理を行うものとし、取締役及び監査等委員は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に対する体制を整備するため、リスク管理担当取締役を任命（現任取締役真岡厚史）するとともに、グループリスク管理体制等のリスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害、オペレーショナルリスク管理等のリスク状況の監視並びに全社的対応を行います。又、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当各部門が行う。内部監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施し社長及び監査等委員会に報告を行う。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役（監査等委員を除く）及び常勤監査等委員の出席する経営会議を原則として毎週行い、予算・実績の報告、重要案件の協議を行うとともに、法定案件等については、別途取締役会を行うことにより事業環境の変化に素早く対応しかつ効率的な経営判断を行う。職務権限規程等に基づき、職務権限・決裁権限など執行責任体制を明確にし、職務の執行が行われる体制とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループの経営方針に基づき、方針と施策について協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。又、当社グループ各社全体の内部体制に関する担当部署を設けるとともに、グループ会社と内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等を効率的に行う。又、当社グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行い、内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を行い、その結果を社長、監査等委員会、及びグループ各社社長に報告するものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会から要請があった場合、監査等委員会の監査業務を補助する使用人を配置し、監査業務の補助を行う体制とし、依頼を受けた使用人は、その依頼に関して監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席すると共に、取締役からその執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べることができる。また、取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきと定めた事象が発生したときは、監査等委員会に報告するものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会から会社情報を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査等委員会の監査環境の整備を図り、監査等委員会は取締役社長、監査法人との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図るものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。

又、有効かつ正当な評価ができるよう継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性を確保します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制につきましては、各項目に記載した運用を適正に実施しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,055,059	流 動 負 債	1,861,072
現金及び預金	4,654,949	支払手形及び買掛金	546,945
受取手形、売掛金及び契約資産	1,082,920	電子記録債務	989,565
電子記録債権	485,168	未払法人税等	143,581
商品及び製品	553,184	賞与引当金	52,464
仕掛品	5,915	その他の	128,514
原材料及び貯蔵品	270,608	固 定 負 債	452,994
その他	2,626	役員退職慰労引当金	182,032
貸倒引当金	△313	退職給付に係る負債	240,816
固 定 資 産	2,128,548	その他の	30,146
有形固定資産	1,292,456	負 債 合 計	2,314,067
建物及び構築物	198,432	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	8,916	株 主 資 本	6,800,407
工具、器具及び備品	35,977	資 本 金	393,997
土地	963,918	資 本 剰 余 金	283,095
リース資産	85,211	利 益 剰 余 金	6,282,214
無形固定資産	27,312	自 己 株 式	△158,900
投資その他の資産	808,779	その他の包括利益累計額	69,132
投資有価証券	700,749	その他有価証券評価差額金	69,132
繰延税金資産	93,289	純 資 産 合 計	6,869,540
その他	15,302	負 債 純 資 産 合 計	9,183,607
貸倒引当金	△562		
資 産 合 計	9,183,607		

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,172,487
売 上 原 価		4,522,005
売 上 総 利 益		1,650,481
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,127,965
営 業 利 益		522,515
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,016	
受 取 配 当 金	28,963	
受 取 賃 貸 料	127	
為 替 差 益	79,756	
そ の 他	2,599	114,462
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,862	
そ の 他	206	2,069
経 常 利 益		634,909
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27,150	27,150
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		607,759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239,365	
法 人 税 等 調 整 額	△28,223	211,142
当 期 純 利 益		396,617
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		396,617

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高および変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	393,997	283,095	5,990,852	△158,900	6,509,045
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△105,255		△105,255
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			396,617		396,617
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	291,362	—	291,362
当 期 末 残 高	393,997	283,095	6,282,214	△158,900	6,800,407

残高および変動事由	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△15,551	△15,551	6,493,494
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△105,255
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			396,617
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	84,684	84,684	84,684
当 期 変 動 額 合 計	84,684	84,684	376,046
当 期 末 残 高	69,132	69,132	6,869,540

【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社数 2社
- ・連結子会社の名称 日本プリンタエンジニアリング株式会社
石川台商事株式会社

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. 棚卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	2年～12年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス

・リース取引に係る

リース資産

自社所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス

・リース取引に係る

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社において債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社において従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社において取締役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループはミニプリンタの開発・製造・販売事業を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品及び製品の販売

国内の商品及び製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。

商品及び製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該商品及び製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. サービスの提供

サービスの提供については履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供の完了時点で当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が顧客との契約により一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間に渡って均等按分し収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しておりました「電子記録債権」(前連結会計年度 397,260千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分表示しております。

前連結会計年度まで流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」(前連結会計年度 368,317千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
商品及び製品	553,184
仕掛品	5,915
原材料及び貯蔵品	270,608
計	829,708

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ミニプリンタの開発・製造・販売事業の棚卸資産は品目別に回転期間分析や保有期間分析等を実施し、収益性低下のリスクが相対的に高まっている品目を識別しております。そして、収益性低下のリスクが相対的に高まっている品目については特に留意し、累計販売台数をもとにした今後の取替需要の予測や競合機種の有無、受注の状況等を踏まえて将来の販売可能性を見積り、収益性が低下していると判断された品目の簿価を正味売却可能価額まで切り下げて評価しております。

事業の特性上、顧客の様々な機器に組み込まれ、その顧客も多岐にわたるため、多品種であります。また、ライフサイクルが長く、顧客の取替需要に対応するため、販売期間が比較的長期にわたります。棚卸資産の評価は、多品種の棚卸資産を対象として個々の特性に応じて行い、また比較的長期間にわたる将来の販売可能性に係る見積りを行っております。そのため、実際の販売状況が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 965,521千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証金の代用として次の資産を担保に供しております。

現金及び預金	30,000千円
建物及び構築物	99,772
土地	515,240
計	645,012

上記に対応する債務は次のとおりであります。

電子記録債務	255,762千円
買掛金	94,090
計	349,853

(連結損益計算書に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,523,592	—	—	5,523,592
合計	5,523,592	—	—	5,523,592
自己株式				
普通株式	260,802	—	—	260,802
合計	260,802	—	—	260,802

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	105,255	20	2022年 3月31日	2022年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	105,255	利益剰余金	20	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産による方針であり、投資資金は自己資金で賄い借入を行わない方針であります。

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的な為替差損益等を把握し、取締役会に報告されております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては債権管理規程等に従い、取引先ごとの与信限度額管理、期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の範囲内でリスクが一部相殺されております。

投資有価証券は、主に上場株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	700,749	700,749	—

※「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」は現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	656,874	—	—	656,874
投資信託	19,525	24,350	—	43,875
資産計	676,399	24,350	—	700,749

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び

上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

また、非上場投資信託は取引金融機関から提示された基準価格によっており、その時価をレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,305円30銭
(2) 1株当たり当期純利益 75円36銭

(収益認識に関する注記)

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

商品群別	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上
ミニメカニズム	162,947	—	162,947
ミニ完成品	3,263,546	—	3,263,546
ミニ関連商品	1,080,141	—	1,080,141
大型プリンタ	117,520	—	117,520
消耗品	456,283	—	456,283
その他	1,082,088	9,960	1,092,048
合計	6,162,527	9,960	6,172,487

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (2) 会計方針に関する事項」の「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,563,702
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,568,088
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	44,386
契約負債（期末残高）	12,490

契約負債は主に、契約に基づく履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。契約負債は、連結貸借対照表の流動負債に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	6,617,368	流 動 負 債	1,754,572
現金及び預金	4,386,475	支払手形	14,767
受取手形	82,149	電子記録債務	989,565
電子記録債権	485,168	買掛金	548,746
売掛金	1,000,866	未払金	18,775
商品及び製品	660,837	未払費用	5,714
その他	2,185	未払法人税等	120,381
貸倒引当金	△313	賞与引当金	30,948
		その他	25,673
固 定 資 産	2,122,878	固 定 負 債	351,690
有形固定資産	1,030,232	役員退職慰労引当金	167,849
建物	103,992	退職給付引当金	177,727
構築物	0	その他	6,114
工具、器具及び備品	9,658	負 債 合 計	2,106,263
土地	916,582	(純資産の部)	
無形固定資産	8,447	株 主 資 本	6,564,850
ソフトウェア	2,528	資 本 金	393,997
その他	5,918	資 本 剰 余 金	283,095
投資その他の資産	1,084,198	資本準備金	283,095
投資有価証券	700,749	利 益 剰 余 金	6,046,657
関係会社株式	326,080	利益準備金	44,999
敷金及び保証金	12,436	その他利益剰余金	6,001,658
繰延税金資産	44,741	別途積立金	3,000,000
その他	752	繰越利益剰余金	3,001,658
貸倒引当金	△562	自 己 株 式	△158,900
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	69,132
		その他有価証券評価差額金	69,132
		純 資 産 合 計	6,633,983
資 産 合 計	8,740,247	負 債 純 資 産 合 計	8,740,247

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,161,832
売 上 原 価		4,738,403
売 上 総 利 益		1,423,429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		927,007
営 業 利 益		496,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,015	
受 取 配 当 金	28,963	
受 取 賃 貸 料	15,837	
為 替 差 益	79,817	
そ の 他	3,344	130,976
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
そ の 他	92	115
経 常 利 益		627,282
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27,150	27,150
税 引 前 当 期 純 利 益		600,132
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	217,359	
法 人 税 等 調 整 額	△7,773	209,586
当 期 純 利 益		390,545

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高および変動事由	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
				別途積立金			
当 期 首 残 高	393,997	283,095	283,095	44,999	3,000,000	2,716,368	5,761,367
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△105,255	△105,255
当 期 純 利 益						390,545	390,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計						285,290	285,290
当 期 末 残 高	393,997	283,095	283,095	44,999	3,000,000	3,001,658	6,046,657

残高および変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△158,900	6,279,560	△15,551	△15,551	6,264,009
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△105,255			△105,255
当 期 純 利 益		390,545			390,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			84,684	84,684	84,684
当 期 変 動 額 合 計		285,290	84,684	84,684	369,974
当 期 末 残 高	△158,900	6,564,850	69,132	69,132	6,633,983

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

以外のもの

ロ. 棚卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7年～50年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

・リース取引に係る

リース資産

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しており、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社はミニプリンタの販売事業を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品及び製品の販売

国内の商品及び製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。

商品及び製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該商品及び製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. サービスの提供

サービスの提供については履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供の完了時点で当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が顧客との契約により一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間に渡って均等按分し収益を認識しております。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」(前事業年度 397,260千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分表示しております。

前事業年度まで流動負債の「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」(前事業年度 368,317千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
商品及び製品	660,837

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類（会計上の見積りに関する注記）棚卸資産の評価の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	103千円
短期金銭債務	358,610千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 351,748千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証金の代用として次の資産を担保に供しております。

現金及び預金	30,000千円
建物	99,772
土地	515,240
計	645,012

上記に対応する担保付債務は次のとおりであります。

電子記録債務	255,762千円
買掛金	94,090
計	349,853

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	1,865千円
仕入高	1,238,677
販売費及び一般管理費	110,179
営業取引以外の取引	18,995

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	260,802株	一株	一株	260,802株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	9,476千円
未払事業税	6,316
退職給付引当金	54,420
役員退職慰労引当金	51,395
減損損失	4,519
減価償却費限度超過額	44
投資有価証券評価損	8,313
その他	7,036

小計 141,522

評価性引当額 Δ 66,269

繰延税金資産合計 75,252

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 30,510

繰延税金負債合計 30,510

繰延税金資産の純額 44,741

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権 の所有 又は 被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本プリンタエンジニアリング株式会社	299,000	産業用小型プリンタ開発製造	(所有) 直接 100	製品の開発、製造委託	製品の仕入 (注2)	1,238,677	支払手形 電子記録債務 買掛金	6,995 257,255 93,637
						製品開発の委託 (注2)	73,072	—	—
					土地の賃貸	土地の賃貸 (注2)	8,054	—	—
子会社	石川台商事株式会社	25,000	資産管理業務 不動産仲介業 損害保険代理店業	(所有) 直接 100	当社グループ資産管理	土地の賃貸 (注2)	7,884	流動負債 その他 (前受収益)	722
						車両の賃借 (注2)	16,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 価格等の取引条件は、市場価格を勘案し協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,260円54銭
2. 1株当たり当期純利益 74円21銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

日本プリメックス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八巻 優太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プリメックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プリメックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

日本プリメックス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八巻 優太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プリメックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

日本プリメックス株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	伊藤 健 (印)
監査等委員	山崎 真人 (印)
監査等委員	田中 貞雄 (印)

(注) 監査等委員伊藤健、山崎真人及び田中貞雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第45期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開、安定的な配当の継続等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は105,255,800円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）中川善司、太田明光、内田弘、渡辺良雄、真岡厚史、柳澤雄二、の6氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
再任 1	なか がわ ぜん じ 中 川 善 司 (1945年1月13日生)	1967年4月 シチズン事務機(株) (現シチズン・システムズ(株)) 入社 1986年4月 同社 システム営業部長 1991年4月 同社 システム営業部長シービーエム・アメリカ・コーポレーション社長就任 1996年5月 同社退社 1996年6月 ニチプリ電子工業(株) (現日本プリンタエンジニアリング(株)) 代表取締役(現任) 当社入社 取締役就任 1997年10月 代表取締役会長就任 1999年5月 代表取締役会長兼社長就任(現任)	2,001,140株
再任 2	おお た あき みつ 太 田 明 光 (1955年9月14日生)	1983年4月 当社入社 1998年4月 営業部長就任 1999年5月 取締役就任(現任) 2001年4月 営業本部長兼東京営業部長 2005年9月 国内営業本部長兼特販部長(現任)	21,372株
再任 3	うち だ ひろし 内 田 弘 (1956年7月22日生)	1982年6月 当社入社 1998年4月 システム営業部長 2001年3月 取締役就任(現任) 2001年4月 営業副本部長兼システム営業部長 2005年9月 国内営業副本部長兼東京営業部長 2017年4月 国内営業副本部長兼所店営業部長(現任)	21,372株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
再任 4	わた なべ よし お 渡 辺 良 雄 (1953年12月21日生)	1983年3月 当社入社 1988年11月 横浜営業所長 2001年3月 取締役就任(現任) 2001年3月 石川台商事(株)代表取締役(現任) 2002年4月 営業副本部長兼横浜営業所長 2003年12月 国内営業副本部長兼所店営業部長 2017年4月 国内営業副本部長兼東京営業部長(現任)	20,244株
再任 5	ま おか あつ し 真 岡 厚 史 (1952年2月17日生)	1975年4月 セイコーエプソン(株)入社 2004年6月 エプソン販売(株)取締役就任 2005年6月 同社 常務取締役就任 CS・QAセンター長 2010年11月 同社 常務取締役 経営推進本部長兼技術推進本部長 2012年2月 セイコーエプソン(株)、エプソン販売(株)退社 2012年3月 当社管理本部長兼総務部長(現任) 2012年6月 取締役就任(現任)	3,000株
再任 6	やなぎ さわ ゆう じ 柳 澤 雄 二 (1951年8月28日生)	1975年4月 (株)東京相和銀行(現(株)東京スター銀行)入社 2001年6月 同社退社 2001年6月 当社入社 2017年7月 当社執行役員(経理担当)就任(現任) 2022年6月 取締役就任(現任)	14,900株
新任 7	おお つか けん じ 大 塚 謙 治 (1963年10月29日生)	1986年4月 セイコー電子工業(株)(現セイコーインスツル(株))入社 2016年4月 同社 執行役員プリントシステム事業部事業部長 2019年4月 同社 執行役員プリンティングデバイス事業本部長 2020年6月 同社 取締役プリンティングデバイス事業本部長 2023年3月 同社退社 2023年5月 当社入社(現任)	一 株

【再任取締役6名について取締役候補者とした理由】

長期間、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に携わり、取締役としての経験・実績及び当社経営全般に関する幅広い知見を有しております。また、新規マーケットに対応すべく、当社の製品開発の領域においてもリーダーシップを発揮しております。以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

【新任取締役1名について取締役候補者とした理由】

新任取締役候補者である大塚謙治氏は、長年当社のミニプリンタ仕入先であるセイコーインスツル(株)においてプリンタ関連部門の管理職及び役員として従事。ミニプリンタに関する専門知識経験と業界知識に習熟しており、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため取締役候補者といたしました。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 山崎真人、田中貞雄、伊藤健の3氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
再任 1	やまざきまさひと 山崎真人 (1946年1月21日生)	1970年4月 シチズン時計(株)入社 2000年6月 シービーエム(株) (現シチズン・システムズ(株)) 取締役システム事業部長 就任 2005年6月 シチズン・システムズ(株)取締役本部長 2009年1月 同社退社 2010年6月 当社 監査役就任 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	— 株
		〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉 山崎真人氏は、製造業における経営管理職並びに当社社外監査役としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくとともに、経営面の強化について積極的なご意見をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。	
再任 2	たなかさだお 田中貞雄 (1948年5月11日生)	1972年4月 (株)三和銀行入行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1999年4月 (株)三和総合研究所出向 SANMIC事業部長 2003年7月 エム・ユー・フロンティア債権回収(株)入社 執行役員リテール業務部長 2010年7月 同社 大阪ローン業務部 参与 2015年5月 同社退社 2015年6月 当社監査役就任 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	100 株
		〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉 田中貞雄氏は、長年にわたり金融機関に務め、企業の財務分析に関する知見を有することから、主に財務健全性の観点から財務計画の策定等に関し、取締役会等においてご発言頂くと共に、当社経理の健全性につき、監督して頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
再任 3	伊藤 健 (1958年7月3日生)	1981年4月 ㈱富士銀行入行 (現㈱みずほ銀行) 入行 2002年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 資産監査部監査主任 2003年5月 同社 ムンバイ支店長 2007年4月 同社 マルチナショナルコーポレート営業部長 2010年7月 有限責任監査法人トーマツ入社 開発・C&I 部長 2013年7月 同社 リスクアドバイザー事業本部ディレクター 2021年5月 同社退社 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	— 株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 伊藤 健氏は、長年にわたり金融機関及び監査法人に務め、取引先企業の経営アドバイザーとしての知見を有すること、及び通算約10年の金融機関海外支店勤務経験もあり、主にグローバルコンプライアンス及びグローバルセールスの観点から当社の経営に対し、監視監督を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 山崎真人氏、田中貞雄氏、伊藤健氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、山崎真人氏、田中貞雄氏、伊藤健氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 山崎真人氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 田中貞雄氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 伊藤健氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月28日開催の定時株主総会において年額70百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名増員し7名となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額95百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。かかる報酬額は、個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」は2021年6月28日開催の定時株主総会開催後の取締役会において下記のとおり制定されております。

記

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及び退職慰労金で構成される。

（1）基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社外情勢等を勘案して、適宜、見直しを図る。

（2）退職慰労金

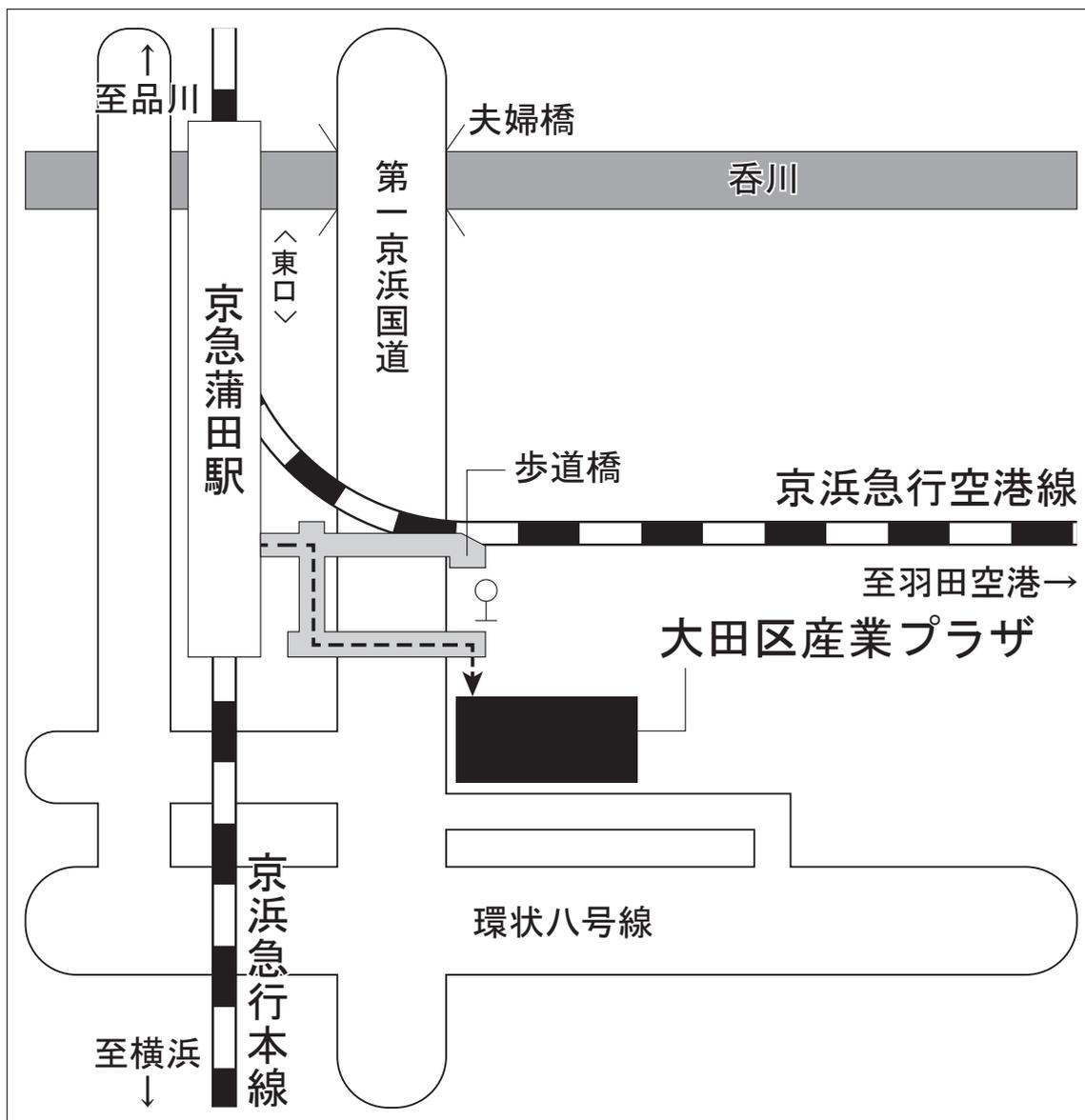
退職慰労金は、内規に基づき、月額報酬、役位及び在任期間に応じた額を基準に支給額を算定し、退任時に株主総会の承認決議を経て支給する。

なお、当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および退職慰労金のみで構成されているため、確定額報酬等が個人別の報酬等の額の全部を占める。

また、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額とする。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザPiO 3階 特別会議室
電話 03 (3733) 6600

交通：京浜急行線「京急蒲田駅」東口より徒歩3分
JR京浜東北線「蒲田駅」東口より京浜急行バス

- ・蒲31系統 羽田空港第1ターミナル行「京急蒲田駅」下車駅前
- ・蒲35系統 東糀谷六丁目行「京急蒲田駅」下車駅前
- ・蒲36系統 森ヶ崎行「京急蒲田駅」下車駅前

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください
ますようお願い申し上げます。